

# 伊達市避難行動要支援者対策計画

令和3年4月

北海道伊達市

## 目 次

I	趣旨	1
II	基本方針	1
III	支援体制の確立	2
1	市の支援体制	2
2	地域の支援体制	2
IV	避難行動要支援者名簿の作成及び提供	3
1	避難行動要支援者の範囲	3
2	避難行動要支援者名簿の作成及び更新	3
3	情報の管理方法	4
4	避難行動要支援者名簿情報の外部提供	4
V	避難支援活動	5
1	地域における避難支援活動	5
2	避難支援活動のための市の責務	5
VI	避難所における要配慮者への対応	6
1	避難所における配慮	6
2	福祉避難所	6
別紙類		
別紙第1	避難支援等希望申出書兼個人情報の提供に関する同意確認書	7
別紙第2	避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書	8
付紙第1	避難行動要支援者名簿 名簿管理者報告書	10
付紙第2	避難行動要支援者名簿 受領書	11
付紙第3	避難行動要支援者名簿管理台帳	12
別紙第3	伊達市避難行動要支援者個別計画登録申請書	13
別紙第4	伊達市避難行動要支援者全般避難計画	15
付紙第1	避難情報伝達・避難要領フロー図	19
別紙第5	福祉避難所一覧表	20

## I 趣旨

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策を推進していくことは、防災対策上の重要な課題として認識されている。

国は、平成23年の東日本大震災において多くの高齢者や障がい者が犠牲となったことを教訓に、平成25年に災害対策基本法を改正し、同年8月には「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）を作成したところであり、本市においても、これまで以上に避難行動要支援者の避難支援対策に取り組んでいく必要がある。

避難支援対策は、避難行動要支援者の把握や支援体制の構築・維持、個別の避難方法の確立など、地域住民等との連携が必要不可欠であることから、国の取組指針を基本にしながら、本市の実情を踏まえ、伊達市地域防災計画に基づく下位計画として伊達市避難行動要支援者対策計画を作成し、基本的な考え方を定めるものである。

## II 基本方針

災害時等において、行政機関のみでは避難行動要支援者に十分な対応をすることが困難となる可能性があることから、地域住民による共助と行政による公助の連携が重要となる。

このことを踏まえ、地域住民は、日頃から避難行動要支援者一人ひとりと信頼関係を築き、地域の共助による支援体制の構築に努め、市は避難行動要支援者について避難の支援や安否の確認、その他の必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、消防機関、警察、自主防災組織等、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者、その他市長が必要と認める団体の関係者（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供するほか、避難行動要支援者や避難所での生活に配慮を要する者の避難場所の確保に努めることとし、互いに連携協力しながら対応するものとする。

### Ⅲ 支援体制の確立

#### 1 市の支援体制

市は、各部局がそれぞれの専門的知識を活用しながら、地域住民や防災関係機関等と連携し、次のとおり避難支援対策に取り組むものとする。

主管部局	業 務
総 務 部	避難行動要支援者対策計画の周知 避難行動要支援者名簿情報の外部提供 避難支援活動への協力 個別計画作成及び啓発 個別計画の集約 福祉避難所の指定 福祉避難所の調査
健康福祉部	窓口での避難行動要支援者対策計画の周知 避難行動要支援者名簿の作成及び更新 避難支援等希望申出書の受付 個別計画作成支援及び啓発 福祉避難所の調査 福祉避難所の運営支援
大 滝 総 合 支 所	窓口での避難行動要支援者対策計画の周知 避難支援等希望申出書の受付

#### 2 地域の支援体制

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の状況把握や実際に避難支援等を行う者(以下「避難支援者」という。)の確保、個別計画の作成支援や避難訓練の実施などに努めるものとする。

##### ※ 個別計画とは

避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個人ごとの計画

## IV 避難行動要支援者名簿の作成及び提供

### 1 避難行動要支援者の範囲

災害時等において、避難行動や避難所での生活に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童その他の特に配慮を要する者が考えられる。

避難行動要支援者は、要配慮者のうち避難方法等についての判断能力や身体能力を勘案し、次に掲げる範囲の者とする。ただし、社会福祉施設及び医療機関に入所し、又は入院している者は、当該施設関係者が支援するものとし、本計画の避難行動要支援者から除くものとする。

- (1) 生活の基盤が自宅にある65歳以上のひとり世帯又は75歳以上のみ世帯のうち、要介護認定が「要介護3」以上の者
- (2) 生活の基盤が自宅にあるひとり世帯の者のうち、次の要件に該当するもの
  - ア 身体障害者手帳「肢体不自由1級又は2級」の者で、上肢機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がい又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいに該当するもの
  - イ 身体障害者手帳「聴覚障害2級又は3級」の者
  - ウ 身体障害者手帳「視覚障害1級、2級又は3級」の者
  - エ 身体障害者手帳「呼吸機能障害1級」の者
  - オ 療育手帳「A（重度・最重度）」の者
- (3) 妊産婦、乳幼児・児童その他の避難支援等が必要と認められる者

### 2 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者名簿の作成にあたって必要な情報は、名簿作成に必要な限度において、市が保有する情報及び避難支援等を希望する者本人からの申し出により入手するものとする。

イ 避難支援等を希望する者は、避難支援等希望申出書兼個人情報の提供に関する同意確認書により、名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）を避難支援等関係者へ提供することの同意の有無について記載の上、市に提出するものとし、市は避難行動要支援者の範囲に該当することなどを確認の上、避難行動要支援者として名簿に登録するものとする。

ウ 避難支援等希望申出書及び個人情報の提供同意確認書

別紙第1「避難支援等希望申出書兼個人情報の提供に関する同意確認書」

#### (2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に登載する個人情報は、次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- エ 性別
- オ 住所又は居所
- カ 電話番号その他連絡先
- キ 避難支援等を必要とする理由
- ク その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認めた事項

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難支援等の希望申出は、健康福祉部など関係部局窓口で随時受け付け、名簿を年1回以上更新するものとする。

3 情報の管理方法

(1) 市では、災害発生時の状況を考慮し、避難行動要支援者名簿を電子データと紙媒体の両方で作成・管理するものとする。

電子データの管理は健康福祉部及び総務部の各担当部署が行い、部外の職員が自由にデータを閲覧できないように、管理の徹底を図るものとする。

また、紙媒体で共有する場合には、用紙に一連番号を表示するなど管理に万全の注意を払うものとする。

(2) 名簿に記載されている内容及び情報伝達の方法などについては、年1回定期的に確認・点検し、内容に変更があった場合には、随時更新するとともに、共有者に対し新しい情報を提供するものとする。この場合、配付済みの紙媒体を確実に回収する。

4 避難行動要支援者名簿情報の外部提供

(1) 平常時における避難行動要支援者名簿情報の外部提供

市は、事前に避難支援等関係者に対し、本計画の趣旨、避難行動要支援者の範囲や避難支援者の必要性などについて理解が得られるよう十分に周知を図った上で、名簿登録者のうち提供の同意を得た者の名簿を提供するものとする。また、提供については、1年ごとに行うものとする。

(2) 災害時等における避難行動要支援者名簿情報の外部提供

災害時等において生命又は身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、名簿情報の提供に不同意であった者の名簿についても、避難支援等関係者に提供することができる。

(3) 情報漏えいを防止するための措置

ア 名簿情報の外部提供にあたっては、避難支援等関係者において、個人情報の漏えいがないように名簿の管理を徹底するものとする。

イ 避難行動要支援者名簿受領に関する手続き

別紙第2「避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書」

(4) 外部提供に同意を得られなかった者への周知

外部提供の同意を得られなかった者へは、平常時においては避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行わないことから、地域における支援体制の構築が困難であり、災害時等における名簿情報の提供のみとなることを周知するものとする。

## V 避難支援活動

### 1 地域における避難支援活動

#### (1) 個別計画の作成

ア 市は、避難支援等関係者及び避難支援者と連携し、実効性のある避難支援が行われるよう具体的な支援方法について検討し、避難方法等を定める避難行動要支援者の個別計画の作成を進めるものとする。

#### イ 個別計画

別紙第3「伊達市避難行動要支援者個別計画登録申請書」

#### (2) 避難支援活動

災害時等に市が避難情報を発令したときは、避難支援者は個別計画に基づき、避難行動要支援者の避難を支援するものとする。

ただし、避難支援者は、避難支援の実施にあたり、本人又はその家族などの生命及び身体の安全確保を最優先するものとし、市は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、名簿提供は災害発生時に避難支援等関係者や避難支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことの周知を図るものとする。

#### (3) 円滑な避難支援活動体制の維持

円滑な避難支援を行うためには、平常時から友好的な人間関係を築いておくことが必要であることから、平素から、様々な機会を捉え、避難支援等関係者、避難支援者及び避難行動要支援者は相互に信頼関係を築くよう努めるものとする。

また、地域においては、平常時から避難支援等関係者が中心となり、名簿情報を活用して避難行動要支援者とコミュニケーションを図りながら避難行動の訓練を実施するよう努めるものとする。

### 2 避難支援活動のための市の責務

(1) 市は、災害時等において迅速な救助や救援、避難行動、安否確認などができるように作成した、避難行動要支援者全般避難計画及び避難行動要支援者名簿を総務部、健康福祉部などの関係部局で共有するとともに、平常時から避難行動要支援者の把握に努める。

#### (2) 全般避難計画

別紙第4「伊達市避難行動要支援者全般避難計画」

## VI 避難所における要配慮者への対応

### 1 避難所における配慮

市は、災害時等において、避難所に避難した避難行動要支援者への対応として、授乳及び介護対応等のプライバシーの保護などに対応できるスペースの確保及び食物アレルギーに対する配慮など、多様なニーズを踏まえた避難所における生活環境の確保に努めるものとする。

### 2 福祉避難所

#### (1) 指定要件

市は、生活支援員や介護福祉士等の専門職の人員が確保されているほか、避難行動要支援者の避難生活における支援環境を提供するために必要な浴室及びトイレ等が備えられ、かつ、バリアフリー化されている民間の社会福祉施設などと協定を締結し、福祉避難所を指定するものとする。

#### (2) 要配慮者の移送

要配慮者が避難所へ避難した後、心身の状況から避難生活に対する配慮や介護の必要性があり、専門性の高い対応が必要である場合については、市と要配慮者の家族、避難支援等関係者などが協力して、要配慮者の状態に応じた移送手段を確保し、福祉避難所へ移送するものとする。

#### (3) 福祉避難所の運営

福祉避難所の施設管理者は、市から福祉避難所としての開設要請があった場合、従来から入所している施設利用者や施設本来の機能維持に配慮しながら、避難行動要支援者の受け入れを開始する。

また、施設運営に支障がない範囲において、廊下やロビーなどを含めた施設内スペースを有効活用しながら、避難行動要支援者へ介護支援や生活支援等を行う等、状況に応じた対応に努めるものとする。

市は、災害時等において、福祉避難所が運営を開始したときは、施設管理者と連携しつつ状況の把握に努め、福祉避難所が円滑に運営できるように支援にあたるものとする。

#### (4) 福祉避難所

別紙第5「福祉避難所一覧表」

**避難支援等希望申出書兼  
個人情報の提供に関する同意確認書**

年 月 日

(宛名) 伊達市長

1 避難行動を必要とする理由 ※どれかひとつに○をつけてください。

(1) 私は、65歳以上の一人暮らしで、介護保険で要介護3以上の認定を受けています。
(2) 私は、75歳以上のみの世帯で、介護保険で要介護3以上の認定を受けています。
(3) 私は、ひとり暮らしで、「肢体不自由」1級か2級の身体障害者手帳を持っています。
(4) 私は、ひとり暮らしで、「聴覚障がい」2級か3級の身体障害者手帳を持っています。
(5) 私は、ひとり暮らしで、「視覚障がい」1級か3級の身体障害者手帳を持っています。
(6) 私は、ひとり暮らしで、「呼吸器機能障がい」1級の身体障害者手帳を持っています。
(7) 私は、ひとり暮らしで、A判定の療育手帳を持っています。
(8) 私は、上記1～7のどれにも当てはまりません。 理由：家族と同居 入所中 入院中 その他 ( ) ※(8)の方は、名簿の対象ではありませんが、確認のため下の住所、氏名欄に記入しご返信をお願いします。また、状況が変わり上記1～7の要件に該当することになったときは、市担当に申し出てください。

2 外部提供に関する同意 (※(1)～(7)に該当する方が記入してください。)

私は、災害時等における避難の支援や安否の確認などについて希望します。

また、本書に記載された個人情報を避難支援等関係者に提供することに、

1 同意します

2 同意しません

(※ 1か2のどちらかに○をつけてください。)

住所	伊達市 町 番地		
	電話番号		
(ふりがな)		男 女	生年月日
氏名			

代理申請の場合 (本人が記入できない場合は、下の欄に記入してください)

住所	伊達市 町 番地		
	電話番号		
(ふりがな)		男 女	生年月日
氏名			

※ 同意の意思については、変更の申し出がない限り、自動継続とします。

※ 避難支援等関係者への個人情報の提供に同意することにより、避難支援者から災害時等における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時等の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者や避難支援者は避難支援に関し、法的な責任や義務を負うものではありません。

※ 名簿情報の提供に不同意であった者の名簿は、災害時等に限り、避難支援等関係者へ提供し、安否確認や救助、救援に活用します。

## 避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書

伊達市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、甲が保有する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を乙に提供するにあたり、伊達市個人情報保護条例第10条に準じ、次のとおり覚書を締結する。

### （名簿の情報）

第1条 名簿の情報は、甲が伊達市避難行動要支援者対策計画に定める避難支援等関係者である乙に対し避難行動要支援者の個人情報を提供することについて書面により同意した者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等に必要な情報とする。

### （名簿の提供方法）

第2条 甲から乙への名簿の提供は、紙媒体により行い、乙は、受領書に署名し甲に提出する。

### （利用の目的）

第3条 乙は、名簿の情報を避難行動要支援者に対する支援活動のために利用するものとする。

### （利用及び提供の制限）

第4条 乙は、名簿を前条に規定する目的以外の目的に利用してはならない。また、正当な理由なく第三者に提供してはならない。

### （守秘義務）

第5条 甲および乙は、名簿により知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

### （名簿管理者）

第6条 乙は、名簿管理者を定め、避難行動要支援者の権利利益を侵害することのないよう名簿の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

### （管理状況の記録）

第7条 名簿管理者は、名簿の管理に関する状況を管理台帳に記録し、名簿とともに備え置かなければならない。

### （複写及び複製の禁止）

第8条 乙は、名簿を複写し、又は複製してはならない。ただし、第3条に規定する目的のため、やむを得ず当該名簿を複写し、又は複製する場合は、必要最小限に行うものとし、その内容を管理台帳に記録しなければならない。

(利用及び管理状況の報告及び検査)

第9条 甲は、乙の名簿の利用及び管理状況について、必要に応じ報告を求めることができる。この場合において、乙は、書面により速やかに報告するものとする。

2 甲は、乙の名簿の利用及び管理状況について、乙に事前に通知したうえで検査することができる。この場合において、乙は、当該検査に協力するものとする。

(事故報告等)

第10条 乙は、名簿の紛失、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故内容等の詳細を書面により甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(名簿の返還)

第11条 乙は、更新等により保有する必要のなくなった名簿を直ちに甲に返還しなければならない。

(その他)

第12条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に関し疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議するものとする。

上記の覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 伊達市鹿島町20番地1  
伊達市長 菊谷秀吉 印

乙 (住所)  
(団体名)  
(代表者氏名) 印

## 避難行動要支援者名簿 名簿管理者報告書

年 月 日

(宛名) 伊達市長

報告者 団体名

氏 名

避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書第6条に基づき、次のとおり「名簿管理者」を報告します。

名 簿 管 理 者	
役 職	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
保 管 場 所	

※管理者が変更となった場合は、遅滞なくその旨を報告いたします。

年 月 日

(宛名) 伊達市長

## 避難行動要支援者名簿受領書

本日、避難行動要支援者名簿を受領しました。

受領した名簿の情報については、災害対策基本法上の守秘義務を厳守するとともに、「伊達市地域防災計画」及び「伊達市避難行動要支援者対策計画」の趣旨を理解し、避難行動要支援者の避難支援対策及び災害時における緊急対策以外には利用しません。

団体名 \_\_\_\_\_

名簿管理者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_



## 伊達市避難行動要支援者個別計画登録申請書

処理番号		加入自治会	
------	--	-------	--

(ふりがな) 氏名		男女	生年月日	年 月 日 ( 歳)
住所	伊達市 町 番地 電話			
家族	(世帯主)			(人数)
	(連絡先)			(電話)
避難支援等 を必要とする理由	1 介護保険の認定を受けている ( 要介護 ) 2 身体障害者手帳所持 ( 肢体 ( 上 ・ 下 ・ 体 ・ 運 ) ・ 視覚 ・ 聴覚 ・ 呼吸 級 ) 3 療育手帳所持 4 その他 ( )			
本人との関係				
避難支援者	(氏名)			(氏名)
	(住所)			(住所)
	(電話)			(電話)
避難先	(避難所) (その他の退避場所等)			
移動手段	1 自力歩行 ( 補助用具 ) 2 車いす ( 本人所有 有 ・ 無 、 保管場所 ) 3 その他 ( 担架 ・ リヤカー 、 保管場所 )			
誘導時の 注意点				

希望持ち出し品	
住居内、避難路等見取図	※必要な場合のみ記載して下さい。
特記事項	※必要に応じて、現在かかっている病気や飲んでいる薬など特に必要と考えられる事項を記載して下さい。

調査等の経過	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
作成団体名	
作成担当者	(氏名) (氏名)
管理責任者	(氏名) (氏名)

## 伊達市避難行動要支援者全般避難計画

### 1 計画の位置づけ

この計画は、避難行動要支援者名簿に登録されている方の個別計画を円滑かつ効果的に運用するために作成したものである。

そのため、個別計画を修正した場合については、速やかに関係機関と調整するとともに、細部の行動についての修正及び認識の共有を図ることが重要である。

### 2 目的

市は、避難行動要支援者に対し、災害時等の避難情報の発令に伴う迅速な避難支援を実施するため、避難支援等関係者との連携を重視して効率的な移送により避難行動要支援者の安全を確保する。

### 3 対象範囲

本計画の対象範囲については、避難行動要支援者名簿に登録されている者（以下、「名簿登録者」という。）とする。

### 4 対象者への周知及び各人行動

平時における市、避難支援等関係者による啓発及び個別計画により周知する。

### 5 計画の運用

災害対策本部等の設置が予測される災害等の発生又は、避難情報の発表時に計画を運用する。

#### (1) 有珠山噴火関連

避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合

#### (2) 大雨等による災害関連

##### ア 気門別川及び長流川

水位情報が避難判断水位（レベル3）に到達又は、警戒レベル3相当情報（洪水）氾濫警戒情報を室蘭建設管理部が発表し、それに伴う避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合

##### イ その他の河川

上記の判断基準を準用

ウ 台風等の接近が予測され、当時の気象状況、時間等を考慮し避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合

#### (3) 土砂災害

ア 大雨警報（土砂災害）レベル2が発令され、それに伴う避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合

- イ 台風等の接近が予測され、当時の気象状況、時間等を考慮し避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合
- (4) 地震災害（津波に関する警報が発令された場合を除く。）  
震度5弱以上の揺れが発生し、避難所を開設する相当な被害が発生した場合
- (5) その他  
災害対策本部長が、必要と認めた場合

## 6 情報発信及び収集

- (1) 市の情報発信手段
  - ア 防災行政無線（モーターサイレン）の吹鳴
  - イ 緊急速報メール（エリアメール）、ぼうさい西いぶり情報メール等による避難情報発信
  - ウ コミュニティFMによる情報発信
  - エ 広報（消防）車両による情報提供
  - オ ホームページ、SNS（ツイッター等）
- (2) 名簿登録者の情報収集方法
  - ア 上記、市の情報発信手段に基づく収集
  - イ テレビ、ラジオ、インターネット等の情報
  - ウ 自治会（自主防災組織含む。）、民生委員・児童委員及び家族等からの連絡
- (3) 避難情報伝達・避難要領
  - ア 付紙第1「避難情報伝達・避難要領フロー図」
  - イ 付紙第2「避難情報伝達連絡網図」（限定配布）

## 7 防災体制に応じた実施要領（基準）

- (1) 事前に情報を得られる可能性の高い災害（有珠山噴火及び台風・大雨等関連）
  - ア 気象台等からの事前気象等情報により勤務体制を強化し、迅速な対応を準備する。
  - イ 情報収集（警戒態勢）  
危機管理室要員（基準）をもって災害関連情報収集体制を確立するとともに、避難行動要支援者名簿に基づく避難者地域の優先を確立する。  
この際、事後の避難行動等について避難支援等関係者に情報を提供し、具体的な避難要領及び福祉避難所の受け入れ数等について確認する。
  - ウ 第1非常配備（初動体制）時の行動
    - (ア) 災害対策本部等を立上げ本部内の情報共有を図るとともに、事後の対応について協議する。
    - (イ) 避難支援等関係者に事後の市の避難対応を連絡するとともに、避難に関する具体的な行動を把握する。
  - エ 第2非常配備（出動態勢）時の行動
    - (ア) 災害対策本部に各対策部（班）長等が集合し、現在の各対策部の状況及び事後の対応について情報を共有する。

(イ) 災害の発生を予測して、避難行動要支援者の避難要領・受け入れ準備を実施する。(情報発信要領の確認、避難に係る輸送について、福祉避難所の開設依頼及び、関係機関への通報、自治会等への連絡等)

オ 第3非常配備(総動員体制)

(ア) 災害対策本部に各対策部(班)長等が集合し、具体的な避難行動要支援者の避難行動の最終確認を実施する。

(イ) 避難支援等関係者の行動について確認し、福祉避難所収容後の状況について把握する。

(2) 細部避難要領

付紙第3「伊達市避難行動要支援者個別計画登録申請書」(限定配布)

## 8 避難支援等関係者及び役割等

(1) 伊達市役所

ア 公用車両による情報発信・避難誘導

イ 福祉避難所等に対する連絡調整

ウ 不足事態に対する名簿登録者の緊急輸送

エ その他、災害対策本部長が指示した事項

(2) 西胆振行政事務組合(消防団含む。)

ア 伊達市災害対策本部長の要請に基づき、名簿登録者を避難所へ輸送

イ 消防車両による情報発信・避難誘導

ウ 現地の状況について情報提供等

エ その他、災害対策本部長が必要と認める事項

(3) 伊達警察署

ア 警察車両による情報発信・避難誘導

イ 現地の状況について情報提供等

ウ 名簿登録者輸送車両の誘導

エ その他、災害対策本部長が必要と認める事項

(4) 伊達市社会福祉協議会

ア 包括支援センター及び民生委員・児童委員に対する情報提供

イ 民生委員・児童委員からの名簿登録者情報の確認・把握

ウ 災害対策本部に対する情報提供等

(5) 福祉避難所の指定を受けている福祉事業者

ア 伊達市災害対策本部長の要請に基づく名簿登録者の受入れ

イ その他、災害対策本部長が必要と認める依頼事項(締結内容以外はその都度協議)

(6) 民生委員・児童委員

ア 平時からの名簿登録者に対する避難時における行動の周知

イ 名簿登録者の個別計画作成補助及び変更事項について市への情報提供等

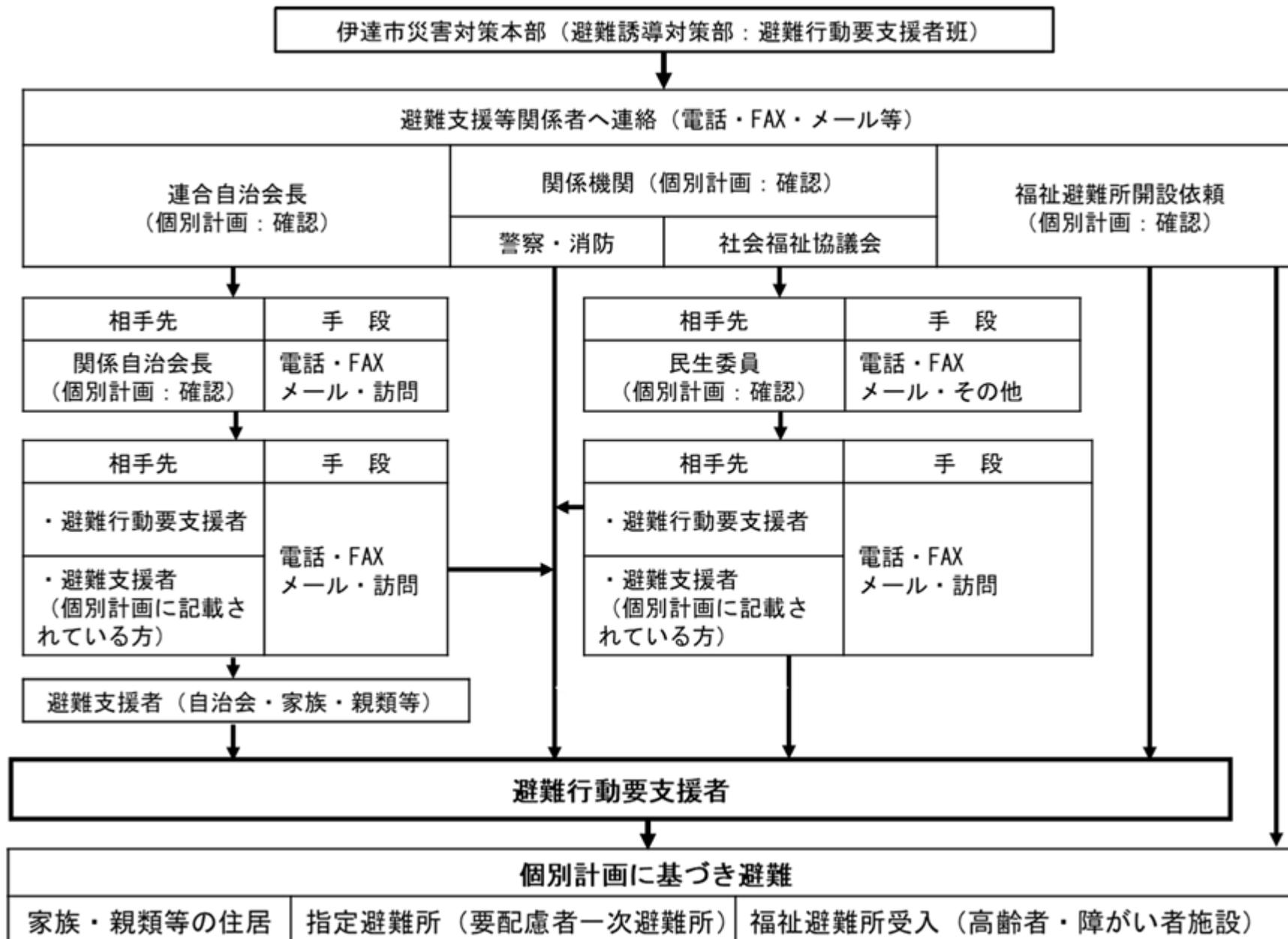
ウ 避難情報発表時の名簿登録者に対する連絡協力

- (7) 自治会等（自主防災組織含む。）
  - ア 個別計画の運用協力
  - イ 避難情報の連絡協力
  - エ 避難行動に関する協力
- (8) 名簿登録者の避難輸送支援業者等  
伊達市災害対策本部長の要請に基づく避難行動要支援者の輸送

## 9 連絡体制

- (1) 災害対策本部と避難支援等関係者との連絡体制については、避難支援における状況を報告する。
- (2) 連絡要領
  - ア 伊達市災害対策本部（避難行動要支援者班）に電話等で連絡する。
  - イ 連絡時期（基準）
    - (ア) 避難行動要支援者の輸送時及び到着時（異常の有無、輸送（到着）場所、時間等）
    - (イ) その他、伊達市災害対策本部が示した事項

避難情報伝達・避難要領フロー図



## 福祉避難所一覧表

### 【高齢者施設】

施設種類	施設名	住所（TEL）	受入可能	不適災害	法人
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 喜楽園	伊達市向有珠町160番地7 (0142-38-3001)	20	噴火・津波	(福) 北海道伊達博光会
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 姉ヶセンターひまわり	伊達市松ヶ枝町154番地30 (0142-21-2711)	10	-	(福) 陵雲厚生会
サライト型地域密着型 特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム サライトひまわり			-	(福) 陵雲厚生会
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム なごみの里	伊達市松ヶ枝町84番地1 (0142-21-7532)	3	-	(福) 陵雲厚生会
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム おおたきの杜	伊達市大滝区本郷町86番地1 (0142-68-6848)	10	-	(福) 幸清会
介護老人保健施設	介護老人保健施設 フライムヘルシータウン湘南	伊達市松ヶ枝町157番地110 (0142-22-1203)	8	-	(福) 幸清会
介護老人保健施設	介護老人保健施設 北湯沢温泉いやしの郷	伊達市大滝区優徳町159番地 (0142-68-6331)	10	-	(社医) 慈恵会
ケアハウス	ケアハウス セイントヒルズ	伊達市舟岡町212番地13 (0142-23-7723)	20	-	(福) 思誠会
ケアハウス	北湯沢温泉ケアハウス クアリゾート453	伊達市大滝区優徳町88番地3 (0142-68-9000)	2	-	(福) 幸清会

### 【障がい者施設】

施設種類	施設名	住所	受入可能	不適災害	法人
障害者支援施設	伊達リハビリセンター	伊達市松ヶ枝町84番地1 (0142-21-5151)	20	-	(福) 陵雲厚生会
福祉型障がい児入所 施設・障がい者支援 施設	太陽の園	伊達市幌美内町36番地58 (0142-23-3549)	50	土砂	(福) 北海道社会福祉 事業団
障害者支援施設	伊達コスモス21	伊達市松ヶ枝町59番地4 (0142-25-0022)	15		(社福) 社会福祉法人

※ 受入れ人数については、令和3年3月現在

伊達市避難行動要支援者対策計画

沿革 平成29年 8月 策定  
令和 3年 3月 修正

---

---

伊達市避難行動要支援者対策計画

令和3年3月31日 修正

発行 北海道 伊達市

---

---